

山梨県リサイクル認定製品表示マーク使用要領

1 表示マーク

別紙のとおりです。

2 表示マークの使用方法

- (1) 表示マークは、山梨県リサイクル認定製品以外の製品に表示することはできません。
- (2) 表示マークの大きさに規定はありませんが、原稿表示マークの縦横の比率を変更することは、できません。
- (3) 表示マークの色は、原稿表示マークの色又は白黒の使用となります。
- (4) 表示マークを使用する場合は、原則として山梨県リサイクル認定製品に直接表示するか、製品を梱包した場合は、(袋・箱詰めなど)当該梱包物に表示する等山梨県リサイクル認定製品とそれ以外の製品との識別が明確となるように表示してください。
- (5) 製品の仕様等により山梨県リサイクル認定製品に直接表示できない場合や梱包物に表示できない場合等、上記(4)により表示できない場合は、別途ご相談ください。

3 その他

山梨県リサイクル認定製品とそれ以外の製品が混在して掲載される商品カタログ等の印刷物に表示マークを使用する場合は、購入者等が山梨県リサイクル認定製品をはっきり識別できるよう表示してください。

- ## 4 山梨県リサイクル認定製品の表示マークを使用した場合は、製品等を1点提出をお願いいたします。